

プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装に関する検討会
第4回 議事概要

○日時：2021年10月21日（木） 13:00～15:10

○場所：WebEx 開催

○出席者：渡部座長、生貝委員、太田委員、沢田委員、田丸委員、津田委員、眞野委員、望月委員

○包括的データ戦略におけるプラットフォーム構築の取組状況

- 教育・医療・防災といったそれぞれの準公共分野あるいは民間相互連携分野について、各省との議論を開始したところ。分野毎にPF構築の取組状況は異なる。
- 現時点ではどのようなPFになるということを示すところまで煮詰まっておらず、従ってPFへのルール実装に関しても国の役割について議論する段階にはない。逆に本検討会での議論の結果を参照して、今後個々のPFへルールを実装していくことになる。
- 全体のスケジュール感としては、包括的データ戦略に記載のとおり2025年までにPFの実装を目指しているところ。

○G A I A - Xについて

- G A I A - Xの運営に欧州委員会や欧州各国の関与はほとんどなく、民間企業・研究機関・非営利団体が集まって運営している模様。政府との関係は、法律や規則の策定は欧州委員会や欧州各国の役割で、GAIA-Xはこの遵守を前提にデータをどのように取り扱えば良いかという議論をしている。
- G A I A - Xの実態はまだよく見えておらず今後も注視が必要。I D S AとG A I A - Xは別の団体で、G A I A - Xは標準規格団体でも技術的な企画を開発する組織でもなく、欧州委員会が策定したデータ戦略の社会実装を支援・プロモートしていく団体のように現時点では見える。
- 実態が見えてきているのはオランダのSCSN（Smart Connected Supplier Network）やドイツの自動車産業界の団体であるCatena-Xや、MaaS事業者の団体であるMobility Data Spaceといった個々の分野による活動の方で、これらの団体は各々システムを実装してIDS認証を採ろうとしている。これらの個々の活動に対してGAIA-Xが何らかのお墨付きを与えるのか否かはまだわかっていない。
- IDSについては、Industrie 4.0を起源にしている背景があり、製造業を中心にサプライチェーンネットワークで設計図面や検査合格データといった機密情報をAIを使って自動的にやりとりできるような仕組みをクラウド上に作る事が想定されている。したがって、データ提供者からデータ提供先にデータを渡すことも選択できるし、クラウド上にデータスペースを作ってそこにデータとアプリケーションを用意してデータを処理させデータ提供先には結果だけを持ち出させる（処理前のデータは持ち出せない）

ことも選択できるようになっている。

○ガバナンスメカニズムについて

- PF が紛争の非当事者である場合はある程度のフェーズまで PF がガバナリングボディの役割を果たすことが可能だが、それでも PF による対応に苦情がある場合の申し立て先は必要となる。この場合申し立て先となる第三者ガバナリングボディを恒常的に設置するかどうかは、PF がどの程度紛争の当事者となるか否かと第三者ガバナリングボディの設置コストを踏まえた検討が必要。PF が紛争当事者となる場合が多ければ、第三者ガバナリングボディを恒常的に設置することは非常に重要となる。尚、第三者ガバナリングボディを恒常的に設置する場合、個々のPFのコスト負担だけでなくPFの数が増えてくるとガバナリングボディを担う人材が不足する可能性もあり検討要素となる

○国の関与について

- 現段階でどの程度の関与・どのような内容の関与が必要かということはまだよく見えてこないところなので、段階的に検討をしていくということが良い。重要なのは、実際にデータ流通と利活用が動き出したときに、どんな効果があってどんなことが課題になっているのかということが蓄積されて共通の知識となるようにすること。たとえば連絡協議会のようなものをつくって共有の仕組みを作る、その運営を国が支援するといった形で、国の関与が必要な場面が見えてきたらその仕組みを整えたり、海外の法整備状況であったり経済安全保障政策の方向性が見えてきたらこれを国から共有するといったことができるようにする、これも国の役割の一つとして重要。
- 被観測者やエンドユーザからの申し立てに対して、国が自ら解決に乗り出す必要はないがADRを紹介するといった支援も国の役割として検討すると良い。

○ルールの再実装について

- 外部要因の検討については、企業のリレーションズマネジメントの考え方が非常に有効。カスタマーリレーションズ、インベスターリレーションズ、ガバメントリレーションズ等々各種リレーションズマネジメントを連携させて環境変化を把握することが、アジャイルガバナンスの実践には必要。

○国際的なデータの取扱い

- 経済安全保障の観点も踏まえる必要がある。OECD のデジタル経済政策委員会 (CDEP) の下で検討されている民間部門保有の個人データに対するガバメントアクセスの議論だけでなく、非個人データも含めたデータローカライゼーションの国際動向、あるいは各種の通商協定においてみられるような安全保障例外という通商法上の議論もある。
- 国際的なデータ移転がなされるに当たっては、各国の法制度を踏まえた対応をしていくという観点をもガイダンスには必要。例えば日本の改正個人情報保護法においては、

個人情報の国際移転に関して、海外の制度をチェックせよといった要請があるところ、個人情報に限らず、データ一般の移転に関する規制やローカライズの規制を踏まえる必要があるといった点がガイダンスに盛り込まれると良い。

○コントローラビリティについて

- 要配慮個人情報をはじめ個人情報のコントラビティについて少々個人情報保護法の規律よりも上乗せしたような形のガイダンス案となっている。データをプラットフォームで流通させることに対する漠とした不安というところへの対応として、法律の規制より一段高いようなことをガイドとして入れていくことに賛成。

以上